

統括防火管理に係る協議に関する事項

消防法第 8 条の 2 第 1 項に基づき、防火対象物の統括防火管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物

防火対象物名	〇〇ビル
所 在	金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号
管理権原者等 (組織の構成員)	別表「構成員一覧表」のとおり
主要な者等 (代表者)	〇〇株式会社 代表取締役 金 沢 太 郎

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、〇〇株式会社 総務部〇〇課に置く。

(2) 統括防火管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

- 本組織は、統括防火管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。
- ア 統括防火管理者の選任及び解任に関すること。
 - イ 統括防火管理者が防火対象物全体における防火管理上必要な業務を行うために、統括防火管理者に裏面に記載する必要な権限及び知識を付与すること。
 - ウ 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関すること
 - エ 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
 - オ 避難上必要な施設の管理に関すること。
 - カ その他防火対象物の全体についての防火管理上必要なこと。

(4) その他

- ア 会議等の開催については、(定例会は〇月、〇月及びその他臨時会を)又は(会長が必要と認める時に)開催するものとする。
- イ 本協議の規定により難い場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件確認書

〇〇ビル の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者 広坂花子 に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務（規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項（規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等

防火対象物名	〇〇ビル
所 在	金沢市〇〇町〇丁目〇番〇号
管理権原者等 (組織の構成員)	別表「構成員一覧表」のとおり
主要な者等 (代表者)	〇〇株式会社 代表取締役 金 沢 太 郎

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、〇〇株式会社 総務部〇〇課に置く。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

- 本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。
- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
 - イ 統括防火・防災管理者が防火対象物等全体における防火・防災管理上必要な業務を行うために、統括防火・防災管理者に裏面に記載する必要な権限及び知識を付与すること。
 - ウ 防火対象物の全体についての防火防災管理に係る消防計画に関すること
 - エ 防火対象物の全体についての防火防災管理に係る消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
 - オ 避難上必要な施設の管理に関すること。
 - カ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

- ア 会議等の開催については、(定例会は〇月、〇月及びその他臨時会を) 又は (会長が必要と認める時に)開催するものとする。
- イ 本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件確認書

〇〇ビル の「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者 広坂花子 に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（規則第3条の3第1項第1号 第51条の11）

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (5) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火・防災管理上必要な業務（規則第3条の3第1項第2号 第51条の11）

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (5) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火・防災管理上必要な事項（規則第3条の3第1項第3号 第51条の11）

管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (4) 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

